応募要領

１．公募件名

令和７年度　国立公園 DX　山岳地域の山荘、自治体、登山者エコシステム実証実験
（本人確認、デジタル資格確認、ふるさと納税データ連携モデルの検証）

２．目的及び概要

本実証は、国立公園・山岳地域の分野においてマイナンバーカードを活用し、登山者のマナー講習受講や登山客から自治体や山荘へのふるさと納税等の寄付に係る、デジタル資格証明（VC)の発行・検証を通じ、登山者と、観光資源保護の担い手である自治体・山荘との間での新たな連携モデルを構築することで、国立公園・山荘の収益源の多様化に繋がることを目的とする。

背景には、国立公園・山岳地域における全国共通の課題として、国立公園・山荘の経営効率化と新たな収益源の確保や、デジタル化の遅れ等がある。インバウンド増加による二重価格、地元住民割引等を含めた三重価格の設定等、これら課題を解決するための取組アイデアがあるものの、全国の国立公園・山荘間のフォーマット統一、自治体等との合意形成ができず、業界横断的に課題解決の取組を具体的に進めることは困難な状況である。このままでは、わが国の国立公園・山岳地域の環境維持が難しく、場合によっては、山荘は廃業を迫られる現状がある。そのため、マイナンバーカード等、新たなデジタル技術を駆使した、人に頼らない仕組みの導入により、国立公園・山荘・自治体の収益源の多様化を図る余地が存在する。

以下、本実証実験の概要である。

登山前、登山者は山荘の宿泊予約用サイトにおいて宿泊予約完了した後に、宿泊予約用サイト内の案内から実証用特設サイトにアクセスする。登山者は、実証用特設サイトにおいて、複数の山荘間で共有される登山計画情報を登録する際に必要となる ID を登録し、マイナンバーカードを用いて本人認証を実施する。続いて登山者は実証用特設サイトにて、登山計画情報を入力した後、マナー講習の受講と受講後の確認テストの回答が可能であり、回答した場合、正答率に応じてランクが判定される。また、登山者は、山荘や自治体への寄付が可能である。運営に協力する、山荘や関係行政機関で構成された任意団体は、マナー講習を受講した登山者、または、山荘や自治体に対し寄付を行った登山者に対

し、マナー講習受講証明や寄付証明が可能な、統一フォーマットのデジタル資格証明書(Verifiable Credential（以降、「VC」という。）)を発行し、登山者のマナー講習受講や寄付といった「責任ある行動」が VC として記録・共有される。その際、マナー講習受講に係る寄付金に関しては、ふるさと納税に適用することで、登山者の寄付金が、観光資源保護の担い手である山荘や自治体へ還流することが可能となる。その後、VC を受け取った登山者は、返礼品を受け取る資格を有している場合、登山前に返礼品を受け取る。

登山中、登山者は VC を山荘に提示することで、山荘が VC の真正性を検証する。検証によって VC の真正性が認められた場合、登山者は VC に記録された資格情報に応じ、ノベルティの受け取りや返礼品の活用が可能となる。

登山後、登山者は VC を保有する。

本実証にて、①国立公園・山岳地域の分野での VC の社会実装の可能性　②他の国立公園・山岳地域への横展開可能性　③登山者の利便性向上、山荘の業務負担軽減・省力化の検証を行い、前述の課題の解決を目指すことを目的とする。

３．公募期間

令和 7 年 7 月 10 日から令和 7 年 7 月 30 日 12 時

４．契約形態等

請負契約

５．公募に参加する者に必要な資格に関する事項

（１）予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。 ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を 得ている者については、この限りではない。

（２）予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

（３）令和 7・8・9 年度全省庁統一資格の「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。 なお、全省庁統一資格を有していない場合は、以下の電子調達システム（GEPS）から本資格取得の申請を行うものとする。な

お、不明な点があればデジタル庁会計担当契 約班に連絡すること。（※契約締結までに取得すること） https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101#c4

（4）各府省庁等において指名停止期間中の者でないこと。

（5）以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

① 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与 している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

（6）上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

（7）上記（１）～（6）の公募参加資格のない者の提出書類等は無効とする。

６．応募条件

以下の要件を満たすことができる事業者を募集する。

・令和７年９月末までに実証実験を開始すること。

・山荘、自治体、山荘や関係行政機関で構成された任意団体と連携し、実証を行うこと。

・各ステークホルダーの意向や、本実証後の横展開可能性を見据え、本モデルが、登山者、山荘、自治体・環境省等の関係行政機関、山荘や関係行政機関で構成された任意団体等、全てのステークホルダーの合意が形成される状態となる見通しを実証後に報告できるよう、今回の実証でできたこと、課題、課題の解決策の立案を実施することを想定して体制を構築すること。

・デジタル庁が令和６年度に実施した、文教の分野におけるマイナンバーカードを活用した実証実験＜学割利用時本人確認＞において活用したモデルを参考に構築されたシステムを実証において活用すること。（下図参照）

・「国立公園オフィシャルパートナーシップ」を環境省との間で締結しており、環境省と適切に連携し本実証を実施すること。

・登山レジャーの分野に関する、雑誌等の紙媒体のメディアを活用し、本実証の有益性について実証関係者や実証参加者を含めた登山者に訴求をすること。

・プライバシーマークの付与または ISMS の認証を受けており、登山者等の個人情報を適切に活用すること。

図

マイナンバーカード利活用：在学資格証明デジタル化実証実験

■システム連携図

発行機関、検証機関、利用者それぞれが疎結合されたモデル
産学官で連携しモデルを作り上げる事で、信頼性を担保した上で、検証コストを抑え、発行機関、検証機関の拡張性を見込み、社会実装への展開可能性を検証する。

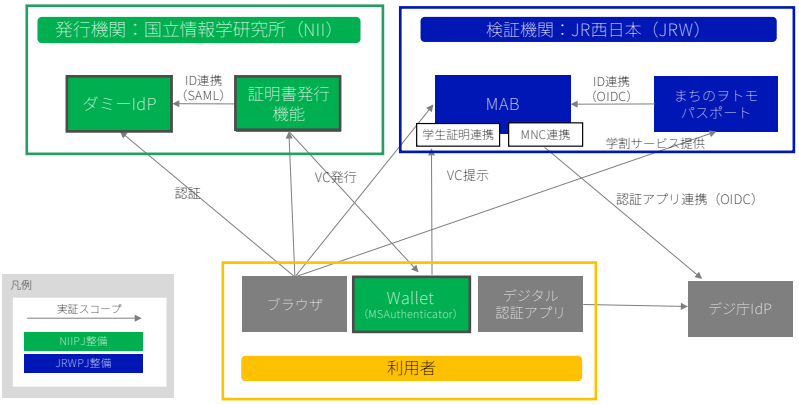

CTCとNII、学術機関におけるデジタル資格証明の標準化に向けた共同研究を推進（2024年11月28日）

1

７．仕様内容

別添仕様書のとおり。

８．応募書類

（１）参加申込書（様式１）

（２）誓約書（別記）

（３）資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

（４）提案書様式は、任意とする。以下の要素を含めること。

① 本実証の実施

本作業内容を確実に実施するとともに実施スケジュールを遵守できることの説明を含むこと。

② 本実証の実施体制

応募条件及び仕様書に定める必要な体制を構築できることの説明を含むこと。

③ 「６．応募条件」を満たすことへの説明

必要に応じて、下記(５)の補足説明等を記載すること。

（５）「６．応募条件」を満たすことを証明する書類等

（６）見積書（様式は任意とする。ただし、経費内訳を明記すること） 本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加申込書等は無効とする。

９．応募書類の提出期限及び提出先等 本応募要領に従って参加申込書等を作成し、以下の提出期限までにメールにて提出すること。

（１）提出期限：令和７年７月 30 日（水）12 時必着

（２）提出先

デジタル庁戦略・組織グループ契約チーム（担当：天池）

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町１－３ 東京ガーデンテラス紀尾井町 20 階

電話：070-7416-9924（代表）

※提出にあたっては、必ず電話にて事前連絡を行うこと。

E-mail：keiyaku@digital.go.jp

（３）本応募要領に関する問い合わせ先

デジタル庁 国民向けサービスグループ マイナンバーカード利活用促進担当（担当：徳留　裕太朗）

電話：03-4477-6775（代表）

E-mail：mynumbercard_minkan@digital.go.jp

１０．契約相手方の決定

（１）契約相手方の決定方法

本件の要件を満たす事業者が一者の場合、その者と随意契約を行うこととする。なお、そのような事業者が複数の場合、プロポーザル型企画競争へと移行する。

（２）審査結果の通知

審査の結果については、令和７年７月31日（木）までに、提案者に対して、 担当より電話又はメールのいずれかの方法により通知する。

１１．その他

（１）応募書類等の作成費用は提案者の負担とする。

（２）提出された応募書類等は返却しない。

（３）提出された応募書類等に対して、質問した場合には対応すること。